



平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 ヘリオス テクノ ホールディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 田原 廣 哉
(コード番号 6927 東証第1部・JASDAQ)
問合せ先 取締役統括管理部長 川坂 陽 一
(TEL 079-263-9500)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成24年5月25日開催の取締役会において、当社取締役に対するストックオプションとしての報酬額及び内容に関する議案を、平成24年6月22日開催予定の当社第36期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

当社の取締役の報酬額は、平成13年6月27日開催の第25回定時株主総会において、月額20百万円以内、監査役の報酬額は、平成13年6月27日開催の第25回定時株主総会において、月額5百万円以内とすご承認をいただいておりますが、より機動的な報酬政策の運用を可能とするため、月額報酬から年額報酬に改め、その額については、当社取締役の年額報酬を上記月額報酬額の年間合計額である240百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額20百万円以内）に、当社監査役の年額報酬を上記月額報酬額の年間合計額である60百万円以内にそれぞれ改定し、当社取締役（社外取締役を含む。）に対し、上記年額報酬の枠内でストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いする議案を本株主総会に付議することを決定しております。

ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）及び監査役は3名ですが、第1号議案及び第2号議案が承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役1名）、監査役は3名となります。

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を含む。）に対してストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

2. 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は2,950個（うち社外取締役200個）とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができるものとする。

(2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。払込みを要しないことは、有利発行に該当しない。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）、または、新株予約権の割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月23日から平成29年6月22日までとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員としての地位にあることを要する。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

③ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとする。

(ご参考)

なお、本定時株主総会終結の時以降、当社の従業員、当社子会社の取締役（社外取締役を含む。）及び従業員に対しても上記のストックオプションと同内容のストックオプション（新株予約権）を取締役会決議により割り当てる予定です。

以上